

国住指第 4747 号
平成 30 年 3 月 26 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の改正について（技術的助言）

建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 490 号）は、平成 30 年 3 月 26 日に公布し、同日から施行することとした。

については、改正後の建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和 56 年建設省告示第 1100 号。以下「告示第 1100 号」という。）及び構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1541 号。以下「告示第 1541 号」という。）等の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 木造軸組構法における耐力壁の仕様の追加等（告示第 1100 号関係）

(1) 新たな材料の追加

第 1 第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に定める軸組に用いる材料として、構造用パーティクルボード（JIS A5908（パーティクルボード）-2015 に規定する構造用パーティクルボードに限る。）及び構造用 MDF（JIS A5905（繊維板）-2014 に規定する構造用 MDF に限る。）を新たに追加することとした。

(2) 高倍率の耐力壁の仕様の追加

第 1 第 1 号、第 3 号及び第 5 号に定める軸組に用いる材料のうち、構造用パーティクルボード、構造用 MDF、構造用合板又は化粧ばり構造用合板（以下「構造用合板等」という。）及び構造用パネルについては、従前の告示に規定する仕様と比較して、くぎで柱等へ打ち付ける間隔を狭めること等で、高い倍率となる仕様を追加した。

なお、くぎの種類については、告示第 1100 号に明記されているもののほか、各別表の備考欄にそれぞれ規定するとおり、これらと同等以上の品質を有するくぎを用いることが可能である。同等以上の品質を有するくぎの種類为例として、JIS A5508（くぎ）-2005 に定める N（鉄まるくぎ）と NZ（めっき鉄まるくぎ）については同等として取り扱うことができると考えられる。

(3) 構造用合板等を用いた高倍率の耐力壁の仕様について

上記（2）の高倍率の耐力壁の仕様の追加のうち、別表第 1（二）項、別表第 2（二）項及び別表第 3（二）項に掲げる構造用合板等の高倍率の耐力壁の仕様については、それぞれ（ろ）欄のくぎの種類に規定するとおり、くぎの種類は、CN50（JIS A5508（くぎ）-2005 に定める CN50 又はこれと同等以上の品質を有するくぎをいう。）によって打ち付ける必要があり、他の構造用合板等の仕様におけるくぎの種類と異なるため、留意されたい。

なお、JIS A5508（くぎ）に規定するとおり、CN50 はくぎの頭部の形状が平頭フラットとなっており、N50 の頭部形状である皿頭網目付きとは異なっている。また、一般的に CN50 は緑色に着色されており、N50 は無地又は黒色に着色されているため、参考とされたい。

(4) 第 1 第 3 号に定める軸組の仕様の明確化

第 1 第 3 号に規定する土台等にくぎで打ち付けた受け材等に別表第 2（い）欄に掲げる材料を打ち付けた壁を設けた軸組について、床下地材の

上から土台等に受け材を打ち付ける場合の仕様も用いることが可能である旨を明確化した。

2. 枠組壁工法における耐力壁の仕様の追加（告示第 1541 号関係）

枠組壁工法により設けられる耐力壁について、上記 1.（1）及び（2）の木造軸組構法における耐力壁の仕様の追加等と同様に、耐力壁のたて枠相互の間隔が 50cm 以下の場合に限り、構造用パーティクルボード及び構造用 MDF を新たに追加するとともに、構造用パーティクルボード、構造用 MDF、構造用合板等及び構造用パネルについては、高い倍率となる仕様を追加した。

なお、改正前の第 1 第 15 号（五）に規定する壁の枠組材と筋かいの両端部の緊結の方法及び改正前の第 1 第 16 号に規定する壁の枠組材と壁材の緊結の方法については、第 1 第 5 号の表における耐力壁の種類として規定することとした。これに伴い、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第 5 第 15 号（五）に規定する壁の枠組材と筋かいの両端部の緊結の方法についても形式的に削除しているが、緊結の方法に実質的な変更はないため留意されたい。